平成２４年（フ）第３９８７号
大阪府高槻市上土室２丁目２番１号
破産者　有限会社テクノ・サプライ
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０９９号
大阪市西成区南開１丁目４番13号
破産者　小林道路株式会社
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３５３号
大阪市中央区南本町１－２－７　マヤ第一ビル２Ｆ
破産者　株式会社Ｌ－ａｃｃｅｓｓ
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３６４号
大阪市淀川区加島３丁目９番10号１Ｆ
破産者　有限会社クルマヒキトリドットコム
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７９８号
大阪市東住吉区住道矢田８丁目14―20、商業登記簿上の本店所在地大阪市住吉区長居３丁目３番28号
破産者　有限会社田中金型製作所
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８８８号
大阪府吹田市泉町３丁目19番27―701号
破産者　有限会社ジュエル・ワイ
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９６７号
大阪市天王寺区上本町８丁目４番１号
破産者　有限会社楠警備センター
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９８０号
大阪府豊中市穂積１丁目６番33号
破産者　有限会社ＶｅｒｙＣｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０２１号
大阪府茨木市天王１丁目８番22―106号
破産者　有限会社アイスリー
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０２３号
大阪府八尾市沼２丁目135番地
破産者　株式会社和光
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０２８号
大阪市北区国分寺１丁目７番11号
破産者　株式会社エルアンドシー
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０号
大阪府豊中市曽根東町４丁目６番７号
破産者　株式会社タク
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９３号
大阪市北区豊崎３丁目20番９号、商業登記簿上の本店所在地大阪市福島区福島７丁目14番19号
破産者　イルガラージュ株式会社
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２５号
大阪市生野区桃谷１丁目10番22号
破産者　桃谷商業協同組合
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４号
堺市美原区太井688番地の１
破産者　株式会社シオン工芸
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
広島市安佐北区安佐町大字飯室6887番地の10
破産者　株式会社ミドリ機工
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７４６号
広島県廿日市市友田660番地６、商業登記簿上の本店所在地広島県東広島市河内町入野4522番地３
破産者　名島建設株式会社（旧商号有限会社名島屋）
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０号
香川県観音寺市大野原町中姫759番地１
破産者　白川　幹夫
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第７３号
福岡県飯塚市枝国406番地２
破産者　株式会社ピュアマックスジャパン
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第８８９１号
東京都港区西麻布４丁目15―11―201
破産者　遠山春淵こと　黄　　春淵
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５９号
東京都昭島市郷地町１丁目14番17号メゾン紅林103号
破産者　海老原つう
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部